

日本脳炎の予防接種再開のお知らせ

〔平成22年度は3歳のお子さんが積極的勧奨の対象となります〕

日本脳炎の予防接種については、厚生労働省が、副反応による健康被害を認めたことから、平成17年5月から積極的な接種勧奨を差し控えていました。

その後、平成21年度に改良された日本脳炎ワクチンが認可され、平成22年度から厚生労働省の通知により、第1期の標準的な接種期間に該当する方（平成22年度においては、3歳のお子さんに対する初回接種）に対して積極的な勧奨を行うことになりましたのでお知らせします。

○個別通知について

平成19年4月生まれのお子さんから順次、予防票を発送します。

○予防接種の受け方

予防接種委託医療機関にて個別接種

○第1期の法定年齢内（生後6カ月から7歳6カ月未満）で接種を希望される場合

第1期の標準的な接種期間に該当しない方については、積極的な接種勧奨は行いません。しかし、希望する場合は、年齢内であれば定期予防接種となり、公費（無料）で接種できます。希望する場合は、予防票を発行しますので、保健センターにお問い合わせてください。

○第2期の法定年齢内（9歳以上13歳未満）の接種について

現時点では、新しいワクチンの使用は

認められていませんので、実施できません。○平成17年からの積極的な接種勧奨の差し控えにより、接種機会を逃してしまつた方について

7歳6カ月を超えたお子さんの予防接種は、現段階では任意接種となり、費用は全額自己負担となります。厚生労働省において接種状況や供給量などを勘案しながら経過措置などを検討中です。詳細が決まり次第、広報等でお知らせします。

☆日本脳炎予防接種スケジュール

	対象者 (法定年齢)	受け方	使用する ワクチン
		間隔・回数	
第1期 初回	標準的な接種期間 初回：3歳 追加：4歳 (生後6カ月から 7歳6カ月未満)	6日から28日 までの間隔で 2回	乾燥細胞培養 日本脳炎ワクチン (新しい ワクチン)
第1期 追加		初回接種後 おおむね 1年後に1回	
第2期	小学4年生 (9歳以上 13歳未満)	1回	現在、使用で きるワクチン はありません

○お問い合わせ

保健センター（健康福祉課）

☎041910

父子家庭のみなさんへ

8月から
児童扶養手当が
支給されます

ひとり親家庭に対する自立を支援するため、父子家庭の父にも児童扶養手当が新たに8月分から支給されます。受給するためには申請が必要です。

【児童扶養手当とは】

父母の離婚などで、父または母と生計を同じくしていない児童が養育される家庭（ひとり親家庭）の生活の安定と自立の促進を通じて、児童の福祉の増進を図ることを目的に支給される手当です。

【父子家庭の支給要件は】

次の①～⑤のいずれかに該当する児童について、父がその児童を監護し、かつ、生計を同じくしている場合に支給されます。

- ①父母が婚姻を解消した児童
- ②母が死亡した児童
- ③母が一定程度の障害の状態にある児童
- ④母の生死が明らかでない児童
- ⑤その他（母が1年以上遺棄している児童、母が1年以上拘禁されている児童、婚姻によらないで懐胎した児童など）

【手当額（月額）は】

受給資格者（ひとり親家庭の父や母など）が監護、養育する児童の数や受給資格者の所得等により決まりますので、詳しくはお問い合わせください。

○児童1人の場合

全部支給 41,720円
一部支給 41,710円から

○児童2人目以降の加算額

2人目 5,000円
3人目以降1人につき3,000円
手当の支給は年3回（4月、8月、12月）支給されます。

父子家庭の場合、最初の支給は12月（8月から11月分）になります。

【父子家庭の方の申請】

児童扶養手当は、原則、申請を行った月の翌月分から支給されますが、父子家庭の方が11月30日までに申請いただくと次の取扱いとなります。

○7月31日までに支給要件に該当している方
11月30日までに申請をすれば、8月分から支給されます。

○8月1日から11月30日までに支給要件に該当した方
11月30日までに申請をすれば、要件に該当した日の翌月分から支給されます。

※11月30日を過ぎると「申請の翌月分」からの支給になりますので、早め手続きをお願いします。

【申請に必要なもの】

申請は健康福祉課で受け付けています。申請にあたって必要な書類がご家庭の状況等によって異なりますので、詳しくはお問い合わせください。

○お問い合わせ

社会福祉G（内線237）